

通所介護重要事項説明書

〈令和 7 年 4 月 1 日現在〉

1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0480-61-2228（午前9時～午後5時30分）

担当 矢口 一樹 小倉 崇 酒巻 香織

＊御不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 みずほの里 通所介護 の概要

（1）提供できるサービスの種類

事業所名	みずほの里 通所介護
所在地	加須市大字平永142
介護保険指定番号	通所介護（埼玉県1173800093）
サービスを提供する対象地域	加須市・行田市・羽生市

上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

（2）職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	合計
管理者	1名（1）			1名（1）
生活相談員	2名（1）			2名（1）
機能訓練指導員	1名	1名（ ）		2名（ ）
正看護師		1名（ ）		1名（ ）
准看護師	1名（ ）			1名（ ）
介護士	2名（ ）	（ ）		2名（ ）
その他	（ ）		ドライバー	3名（3）

（ ）内は男性再掲

（3）設備の概要

定員	40名	静養室	1室5床
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽とリフト浴槽があります。	送迎車	5台

(4) 営業時間

月～土曜日	午前 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0
日曜日	定 休 日 (12/31～1/3 の間は定休日になります)
サービス提供時間	午前 9 : 2 0 ～ 1 6 : 4 0

3 サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、その他必要な介護を行ないます。

4 料 金

(1) 利用料金

(2)

利用料金一覧

■基本料金 (1 日あたり)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	658	777	900	1,023	1,148
1 割負担	676 円	798 円	921 円	1,046 円	1,173 円
2 割負担	1,352 円	1,596 円	1,849 円	2,102 円	2,358 円
3 割負担	2,028 円	2,394 円	2,773 円	3,152 円	3,537 円

1 単位＝10.27 円

① 送迎代

基本料金に含まれます。ただし、家族送迎の場合、片道 4 7 単位の減算となります。

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
片道	49 円	97 円	145 円

② 入浴費 (入浴加算 I)

1 割負担	2 割負担	3 割負担
41 円	82 円	123 円

③ 個別機能訓練加算 I

1 割負担	2 割負担	3 割負担
58 円	115 円	173 円

④ 科学的介護推進体制加算

1割負担	2割負担	3割負担
41 円	82 円	123 円

⑤ サービス提供体制強化加算

1割負担	2割負担	3割負担
7 円	13 円	19 円

⑥ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

月の総介護報酬単位数に対し9.0%の加算をいただきます。

⑦ その他

昼食代(おやつ含む)	650 円
夕食弁当	480 円
日用品	パット ・ ・ 30 円 紙オムツ ・ ・ 150 円 リハビリパンツ ・ ・ 170 円
理美容	顔そり ・ ・ 1000 円 カット ・ ・ 1300 円 両方 ・ ・ 2100 円
その他	行事やレク等、活動に係る特別料金 (事前に参加希望をいただきます。)

介護予防通所介護及び元気あっぷ通所サービス S 利用料金

	要 支 援 1	要 支 援 2
単位数	1, 798 単位/月	3, 621 単位/月
1 割負担の方	1, 846 円/月	3, 718 円/月
2 割負担の方	3, 683 円/月	7, 437 円/月
3 割負担の方	5, 539 円/月	11, 563 円/月
送迎代	片道につき 47 単位の減算	
入浴加算	基本料金に含まれます	

① 科学的介護推進体制加算

1 割負担	2 割負担	3 割負担
41 円	82 円	123 円

② サービス提供体制強化加算Ⅱ (24 単位/月) ※要支援 1 対象

1 割負担	2 割負担	3 割負担
24 円	49 円	73 円

③ サービス提供体制強化加算Ⅱ (48 単位/月) ※要支援 2 対象

1 割負担	2 割負担	3 割負担
49 円	98 円	147 円

④ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ

月の総介護報酬単位数に対し 9.0%の加算をいただきます。

⑤ 地域加算 1 単位 10.27 円

⑥ その他

昼食代(おやつ含む)	650 円
夕食弁当	480 円
日用品	パット ・ ・ 30 円 紙オムツ ・ ・ 150 円

	リハビリパンツ・・・170 円
理美容	顔そり・・・1000 円 カット・・・1300 円 両方・・・2100 円
その他	行事やレク等、活動に係る特別料金 (事前に参加希望をいただきます。)

元気あっぷ通所サービスA利用料金

基本料金

■2 時間以上 5 時間未満

	1 割	2 割	3 割
送迎あり (226 単位/回)	232 円	464 円	696 円
片道送迎 (206 単位/回)	211 円	423 円	634 円
送迎なし (186 単位/回)	191 円	382 円	573 円

■5 時間以上

	1 割	2 割	3 割
送迎あり (377 単位/回)	387 円	774 円	1, 161 円
片道送迎 (357 単位/回)	366 円	733 円	1, 099 円
送迎なし (337 単位/回)	274 円	692 円	1, 038 円

■その他

昼食代(おやつ含む)	650 円
夕食弁当	480 円
入浴	500 円/回
日用品	パット・・・30 円 紙オムツ・・・150 円 リハビリパンツ・・・170 円
理美容	顔そり・・・1000 円 カット・・・1300 円 両方・・・2100 円
その他	行事やレク等、活動に係る特別料金 (事前に参加希望をいただきます。)

(2) キャンセル料

御都合によりサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①御利用日の前日 17 時までに御連絡いただいた場合	無 料
②御利用日の当日 8 時までに御連絡いただいた場合	無 料
③御利用日の当日 8 時までに御連絡がなかった場合	自己負担額分だけ頂きます

(3) 支払方法

翌月、10 日過ぎの最初の利用日に送迎バスにて請求をお持ちしますので 1 週間以内にお支払いください。

お支払い方法は、ゆうちょ銀行の口座引落にてお願いいたします。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始致します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください

(2) サービス利用契約の終了

①利用者の御都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等でやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- * 利用者が介護保険施設に入所した場合
- * 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- * 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- * 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当施設が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- * 利用者が、サービス使用料金の支払いを1ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払われない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院又は病気等により3ヵ月以上のわたりサービスが利用できない状態にあることが明らかになった場合、又は利用者や御家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことがございます。

(3) 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断わりすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止を行なうことがあります。その場合、御家族に御連絡の上、適切に対応します。
- ③ 御利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合は、御家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

(4) ベッド柵の使用について

静養時や、体調の優れない場合ベッドを利用させていただくことがありますが、その際安全等を考慮して、ベッド柵を使用させていただくことがあります。

- (5) サービスを中止した場合、同月内であれば、御希望の日に振り替えることができます。ただし定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんので御了承ください。

6 当施設のサービスの特徴等

別添の資料を御覧下さい。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

8 非常災害対策

- ・ 防災時の対応 訓練マニュアルにて対応

- ・防災設備 スプリンクラー設置
- ・防災訓練 年2回実施（夜間想定訓練実施）
- ・防火責任者 所長

9 虐待防止に関する事項

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施します。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 当施設はサービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

10 身体拘束について

（1）身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止としています。ただし、本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の弊害以上に拘束をしないリスクの方が高い場合で、且つ、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合に限り、本人又は家族への説明同意を得て行い、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過観察・記録を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努めます。

■緊急やむを得ない場合の例外三原則

入居者個々の心身の状況を勘案し疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることを基本方針とするが、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は必要最低限の身体的拘束を行うことも有り得えます。

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う意外に代替する介護方法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

1 1 サービス内容に関する相談・苦情

① 当センター御利用者相談・苦情担当

担当 矢口 一樹 小倉 崇 酒巻 香織

電話 0480-61-2228

② その他

当センター以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

加須市高齢介護課 電話 0480-62-1111

羽生市市民福祉部高齢介護課 電話 048-561-1111

行田市健康福祉部高齢者福祉課 電話 048-556-1111

国民健康保険団体連合会 電話 048-824-2568

1.2 第三者評価の実施の有無

- ・提供するサービスについて、第三者による評価は実施しておりません

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者	所在地	加須市大字平永142
	名称	みずほの里 通所介護
	説明者	氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

年 月 日

利用者	住 所	〒
	氏 名	印

身元引受人	住 所	〒
	氏 名	印